

# 貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
<b>積立式定期貯金規定</b>	<b>積立式定期貯金規定</b>
<b>1～13. (省略)</b>	<b>1～13. (省略)</b>
<b>14. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</b>	<b>14. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</b>
当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。	当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。
① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）	① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
② 貯金者等（ <u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のはか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。</u> ）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）	② 貯金者等（ <u>追加</u> ）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
A 公告の対象となる貯金であるかの該当性	A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地	B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があつたこと	③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があつたこと
④ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があつたこと	④ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があつたこと
A 自動継続貯金の継続中止登録	A 自動継続貯金の継続中止登録
B 貯金種類（エンドレス型・満期方・年金型）の変更	B 貯金種類（エンドレス型・満期方・年金型）の変更
C 積立期間および据置期間の変更	C 積立期間および据置期間の変更
<b>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b>	<b>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b>
(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします	(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします
① 第14条に掲げる異動が最後にあつた日	① 第14条に掲げる異動が最後にあつた日
② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日	② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいはずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。	③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいはずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日	④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。	(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）	① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）
② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日	② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
A 第14条に掲げる異動事由	A 第14条に掲げる異動事由
B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいはずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。	B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいはずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

## 貯金規定 新旧対照表（北海道版）

<p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。</p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと、当該手続が終了した日。</p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</p> <p>16～17. (省略)</p> <p style="text-align: center;">以 上 <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>	<p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日</p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと 当該手續が終了した日</p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p> <p>16～17. (省略)</p> <p style="text-align: center;">以 上 <u>(令和2年4月1日現在)</u></p>
--	---